特別養護老人ホーム　サンホームふじみ（ショートステイ）　料　金　表　　令和7年8月1日より適用

要介護	基本料金① 併設型短期入所生活介護Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ②（日額）	夜勤職員配置加算Ⅲ③（日額）	介護職員等処遇改善加算Ⅰ④（注1）（日額）	地域区分7級地⑤（注2）（月額）	介護保険外の負担（日額）居住費	介護保険外の負担（日額）食費	★1日辺りの支払額 合計（食事3食の場合）※施設送迎の場合、1回（片道）￥184ご本人負担となります。
要支援1	¥451	¥22		¥66	¥9	¥915	朝　¥500	¥3,243
要支援2	¥561			¥81	¥11			¥3,370
要介護1	¥603		¥15	¥89	¥12		昼　¥780	¥3,436
要介護2	¥672			¥99	¥14			¥3,517
要介護3	¥745			¥109	¥15			¥3,601
要介護4	¥815			¥119	¥17		夕　¥500	¥3,683
要介護5	¥884			¥128	¥18			¥3,762

第1段階対象者：生活保護受給者、市町村民税が世帯全員が非課税であり老齢福祉年金受給者（食費：￥300、居住費：￥0）
単身者の場合：預貯金1,000万円以下、夫婦の場合：預貯金2,000万円以下
第2段階対象者：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以下の方。
世帯が分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。（食費：￥600、居住費：￥430）
単身者の場合：預貯金が650万円以下、夫婦の場合：1,650万円以下
第3段階対象者①：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以上120万円以下。
世帯が分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。（食費：￥1,000、居住費：￥430）
単身者の場合：預貯金が550万円以下、夫婦の場合：1,550万円以下
第3段階対象者②：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が120万円超。
世帯が分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。（食費：￥1,300、居住費：￥430）
単身者の場合：預貯金が500万円以下、夫婦の場合：1,500万円以下
第4段階対象者：世帯及び本人が市町村民税を課税されている方

※介護保険負担割合証により自己負担額は1割負担または2割、3割負担となります。
※送迎加算は、片道184円の自己負担になります。
※療養食加算：医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合は、1回8円　3食24円
※緊急短期入所受入加算：介護支援専門員の作成する居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていないショートステイを緊急に行っ
場合は、90円/日（基本的には7日間の算定。家族等の疾病等のやむを得ない事情がある場合は、14日間の算定）
注1 介護職員等処遇改善加算Ⅰ④の金額はおおよその金額です。利用日数等によって変わってきます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ④は、本来1か月の総額【{（①+②+③）×利用日数+送迎代}×14/1,00】で算定されます。
注2 地域区分7級地⑤の金額はおおよその金額です。利用日数等によって変わってきます。
地域区分7級地⑥は、本来1か月の総額【{（①+②+③）×利用日数+送迎代+④}×17/1,000】で算定されます。
★1日辺りの支払額は施設送迎を使用しなっかた場合の金額です。施設送迎を利用するごとに１回につき184円かかる他、④⑤の加算額の算定
＊個人で居室等で使用される電化製品利用管理費（テレビ、電気毛布、ラジオ等）1電化製品につき50円/日（電池使用は除く、消費電力の多い
＊排せつに使用する紙おむつ等は上記利用料に含まれております。